

反社会的勢力に対する基本方針

総合保険代理店 RS パートナー株式会社

〒891-0113

鹿児島市東谷山 2 丁目 1 番地 7 号

TEL:099-802-6617 FAX:099-802-6618

<https://rs-partner.net/>



改定日：2025 年 3 月 1 日

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険代理店として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力及び団体（以下「反社会的勢力」という。）に対する基本方針を次の通り定め、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛からの重要性を十分に認識するとともに、当社の役職員がこれを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携関係の構築を構築し、不当要求が行われた場合には連携して対応します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

- (1) 反社会的勢力とは業務上の取引関係を含めて一切の関係を持ちません。
- (2) 反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、契約の解除等、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。またすべての取引において契約書等に暴力団排除条項を導入し、その遵守に努めます。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求等が、事業活動上の不祥事や当社の役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は（リベート、人の派遣等、いかなる形態であっても）絶対に行いません。

以上